平成２２年（フ）第４０号
岐阜県不破郡垂井町宮代1070番地の４　県営宮代住宅A113号
債務者　加藤　東雄
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
愛知県一宮市八幡２丁目６番17号　塚越マンション610号
債務者　安藤　　寛
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５６号
愛知県一宮市浅井町東浅井字北屋舗裏21番地１　リ・ヴェール102号
債務者　冨田　崇靖
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８９号
愛知県稲沢市小沢４丁目13番15号
債務者　片山　　宏
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１００号
愛知県一宮市木曽川町黒田字北八ツケ池２番地１
債務者　田中　孝幸
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７号
京都府京丹後市大宮町口大野563番地の５
債務者　齊藤　麻子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１７号
京都府京丹後市峰山町荒山150番地の１
債務者　垣中みね子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第９１７２号
大阪府八尾市青山町２丁目10番13―302号
債務者　東　　久一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７７９号
大阪府東大阪市吉原２丁目11番32号　サンアベニュー302号
債務者　大東　愛菜
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３２８号
大阪府寝屋川市秦町９番19号
債務者　深作　義幸
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３３９号
大阪府三島郡島本町江川１丁目23番10号
債務者　城野　京子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５３号
大阪府豊能郡豊能町東ときわ台５丁目１番地の14
債務者　リチャードソン英会話スクールこと　リチャードソン祐子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３３号
大阪府八尾市高安町北４丁目142番地
債務者　前中　義隆
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０７２号
大阪府大東市泉町２丁目９番13号　メゾンミソラ203号
債務者　湊　　一裕
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１３０号
大阪市旭区清水２丁目12番20号　岸上マンション201号
債務者　上中　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５７号
大阪市城東区東中浜８丁目４番28―402号
債務者　南　　輝
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１６２号
大阪市生野区生野西３丁目６番17号
債務者　呉村加工所こと呉村道雄こと　呉　道雄
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部